

平成30年度

草津市国民健康保険税率の改正(案)について

健康福祉部保険年金課

1 平成30年度の税率について

(1) 平成30年度以降の税率改正の基本的な考え方

- ①賦課区分(医療保険分・後期高齢者支援金分・介護保険分)毎の収支の均衡を図れるよう改正する。
- ②現行の課税どおり課税総額を3方式(所得割額・被保険者均等割額・世帯別平等割額)で算定する。
- ③応能割合(所得割総額)と応益割合(被保険者均等割総額・世帯別平等割総額)を、国の標準割合である50対50を基本とし算定する。
- ④滋賀県が示す納付金額や標準保険料率を参考に、基礎課税分(医療保険分)、後期高齢者支援金等課税分、介護納付金課税分の必要額を確保する。

(2) 改正予定税率等の比較

- ①医療保険分は据え置きます。
- ②後期支援金分と介護保険分は県が示した保険税必要額に応じた税率に見直します。

【 税率改正の案 】

区分		現行税率	改正案 (H30) A
医療保険分	所得割(%)	6.00%	6.00%
	均等割(円)	25,100	25,100
	平等割(円)	17,900	17,900
	医療分(千円)	1,525,291	1,525,291
後期支援金分	所得割(%)	2.50%	2.50%
	均等割(円)	9,300	9,300
	平等割(円)	7,500	7,000
	後期分(千円)	600,185	595,008
介護保険分	所得割(%)	2.30%	2.10%
	均等割(円)	12,400	10,700
	平等割(円)	6,800	5,500
	介護分(千円)	198,971	176,530

< 参考 >

仮算定 (※1)	本算定 B(※2)	不足額 A-B(※3)
6.64%	6.55%	
28,057	27,673	
19,647	19,379	
1,686,408	1,664,238	-138,947
2.42%	2.42%	
9,947	9,953	
6,965	6,970	
594,797	594,951	57
2.02%	2.00%	
10,705	10,602	
5,057	5,009	
171,001	169,363	7,167

- ※1 仮算定は仮係数に基づき算定された標準保険料率です。
 ※2 本算定は本係数に基づき算定された標準保険料率です。
 ※3 不足額は改正案に基づき試算した額の不足額です。

(3) 1世帯当たりの平均調定額の比較

改正案の平均調定額は現行税率と比較すると、合計で4,186円(2.45%)のマイナスとなります。

(単位 円)

区分		現行税率	改正案
医療保険分 ㉗	調定額	98,254	98,254
	現行税率との比較	—	0.00 %
後期高齢者支援金分 ㉙	調定額	38,662	38,328
	現行税率との比較	—	-0.86 %
小計 ㉚(㉗+㉙)	調定額	136,916	136,582
	現行税率との比較	—	-0.24 %
介護保険分 ㉛	調定額	34,152	30,300
	現行税率との比較	—	-11.28 %
合計 ㉜(㉚+㉛)	調定額	171,068	166,882
	現行税率との比較	—	-2.45 %

※ 現行税率、改正案ともに、限度額改正は反映しております。軽減拡大分は反映していません。

2 収支見込みについて

改正案の税率を平成32年度まで継続した場合、平成32年度に準備積立金はマイナスになります。

税率については、毎年見直しが必要になります。

(単位 千円)

区分		平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度
改正案	歳入計 ①	13,965,971	11,804,700	11,804,799	11,804,641
	内 基金繰入金 ②	419,443	250,143	250,143	250,143
	歳出計 ③	13,965,971	11,804,700	11,804,799	11,804,641
	内 基金積立金 ④	539,076	381	381	381
	収支差引額 ⑤(①-③)	0	0	0	0
	年度末準備積立金保有額	662,304	412,542	162,780	-86,982

※平成29年度は現時点での見込額。(国からの追加交付分は未確定のため含まず)

※④の基金積立金には、基金利子を含む。

3 国民健康保険税額の比較

【改正案】

区 分	医療保険分 (0歳～74歳)	後期高齢者支援金分 (0歳～74歳)	介護保険分 (40歳～64歳)
①所得割	(前年所得－33万円) × 6.0%	(前年所得－33万円) × 2.5%	(前年所得－33万円) × 2.1%
②均等割 (被保険者1人あたり)	25,100円	9,300円	10,700円
③平等割 (1世帯あたり)	17,900円	7,000円	5,500円
賦課限度額	58万円	19万円	16万円

1年間の国民健康保険税
 =【医療保険分①～③の計】+【後期高齢者支援金分①～③の計】+【介護保険分①～③の計】

◆4人世帯(40歳代夫婦と子ども2人)のケース

(単位 円)

所得0円の場合

区 分	現行税率額
医療分	35,400
後期分	13,400
介護分	9,400
合 計	58,200



区 分	改正案
医療分	35,400
後期分	13,200
介護分	8,000
合 計	56,600

増 減
0
-200
-1,400
-1,600

(△2.7%)

所得100万円の場合

区 分	現行税率額
医療分	99,300
後期分	39,100
介護分	31,200
合 計	169,600



区 分	改正案
医療分	99,300
後期分	38,800
介護分	27,500
合 計	165,600

増 減
0
-300
-3,700
-4,000

(△2.4%)

所得200万円の場合

区 分	現行税率額
医療分	194,800
後期分	77,500
介護分	63,600
合 計	335,900



区 分	改正案
医療分	194,800
後期分	77,100
介護分	56,500
合 計	328,400

増 減
0
-400
-7,100
-7,500

(△2.2%)

◆2人世帯(60歳~64歳代夫婦)のケース

所得0円の場合

区分	現行税率額
医療分	20,400
後期分	7,800
介護分	9,400
合計	37,600

⇒

区分	改正案
医療分	20,400
後期分	7,600
介護分	8,000
合計	36,000

増減
0
-200
-1,400
-1,600

(△4. 3%)

所得100万円の場合

区分	現行税率額
医療分	94,600
後期分	37,600
介護分	40,600
合計	172,800

⇒

区分	改正案
医療分	94,600
後期分	37,200
介護分	35,500
合計	167,300

増減
0
-400
-5,100
-5,500

(△3. 2%)

所得200万円の場合

区分	現行税率額
医療分	168,300
後期分	67,800
介護分	70,000
合計	306,100

⇒

区分	改正案
医療分	168,300
後期分	67,300
介護分	61,900
合計	297,500

増減
0
-500
-8,100
-8,600

(△2. 8%)

◆1人世帯(40歳~64歳代)のケース

(単位 円)

所得0円の場合

区分	現行税率額
医療分	12,900
後期分	5,000
介護分	5,700
合計	23,600

⇒

区分	改正案
医療分	12,900
後期分	4,800
介護分	4,800
合計	22,500

増減
0
-200
-900
-1,100

(△4. 7%)

所得100万円の場合

区分	現行税率額
医療分	83,200
後期分	33,500
介護分	34,600
合計	151,300

⇒

区分	改正案
医療分	83,200
後期分	33,000
介護分	30,200
合計	146,400

増減
0
-500
-4,400
-4,900

(△3. 2%)

所得200万円の場合

区分	現行税率額
医療分	143,200
後期分	58,500
介護分	57,600
合計	259,300

⇒

区分	改正案
医療分	143,200
後期分	58,000
介護分	51,200
合計	252,400

増減
0
-500
-6,400
-6,900

(△2. 7%)